生労働省令第 号	臨床研究法施行規	(略) (略)	競争の導入による 公共サービスの改 公認心理師法(平 成二十七年法律第	表一 (略) (略) (略) (第三条及び	
条第一項の記録(技術専門員からの評価書を 条第一項の記録(技術専門員からの評価書を 条第一項の記録の規定による帳簿の備付け に係る実施計画その他の審査意見業務を行う に係る実施計画その他の審査意見業務を行う ために研究責任医師から提出された書類、同 ために研究責任医師から提出された書類、同 ために研究責任医師から提出された書類、同	第五十三条第二項の規定による書類並びに同(削る)	第十二条の規定による記録の保存	第三十三条第五項の規定による帳簿の保存 第三十三条第五項の規定による帳簿の備付け及び保 を含む。)の規定による帳簿の備付け及び保 を含む。)の規定による帳簿の保存	(第三条及び第四条関係)	改正後
	고 라 시		# /\ ±±	表別表第	
	(新設) (新設) 六十八号) 六十八号) 六十八号)	(略) (新設)	競争の導入による が設)	一 (第三条	
(新設)	(新設) 第十七条(第三十八条において準用する場合	(新設)	(新設) (新設) 第三十三条第五項の規定による帳簿の保存	及び第四条関係)	改正前

(傍線部分は改正部分)

		析計画書の作成	
(新設)		第二十四条第五項第二号の規定による統計解	
		報告書並びに総括報告書及びその概要の作成	
(新設)		第二十四条第二項の規定による主要評価項目	
(新設)		第二十一条第三項の規定による利益相反管理	
(新設)		書の	
(新設)		条第一項の規定に	
		成	
(新設)		第十四条第一項の規定による研究計画書の作	則
(新設)	(新設)	一項の規定による手順書の作成	床研究法施
	る法律施行規則	則	る法律施行規則
	性の確保等に関す	関す	性の確保等に関す
(略)	再生医療等の安全	の安全   (略)	生医療等
	(略)		(略)
(新設)		第十二条の規定による記録の作成	
(新設)	(新設)	条第一項の規定による実	臨床研究法
	革に関する法律	(本)	革に関する法律
	公共サービスの改	<u> </u>	公共サービスの改
第三十三条第五項の規定による帳簿の作成	競争の導入による	よる   第三十三条第五項の規定による帳簿の作成	競争の導入による
	(略)		(略)
第六条及び第七条関係)	別表第二(第五条、第六	第六条及び第七条関係)	別表第二(第五条、
		名簿の保存	
		する申請書の添付書類、業務規定並びに委員	
		一項に規定する申請書及び同条第三項に規定	
(新設)		第八十五条第三項の規定による第六十五条第一列を担めている。	
		プログランス (係る実施計画を	
		0	

の過程に関する記録の作成	第八十五条第一項の規定による審査意見業務	第五十一条第二項の規定による記録の作成	第三十七条第二項の規定による記録の作成	第三十七条第一項の規定による記録の作成	第二十五条第二項の規定による記録の作成
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	